		(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1億円以上となる場合に限る。）	○					
		(3) (1)及び(2)以外のもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの						
		(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○					
		(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1,000万円以上となる場合に限る。）	○					
		(3) (1)及び(2)以外のもの					○	鳥取空港管理事務所長
		3 空港維持管理工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの	○					
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		4 空港維持管理工事に係る請負契約の締結の決定						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		5 空港維持管理工事に係る設計又は監督の委託の決定						
		(一) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの		○				
		(二) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		6 空港維持管理工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
	二 空港維持管理工事に係る鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成（請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。）が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
		2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準					○	鳥取空港管理事務所長

		(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が7,000万円以上となる場合に限る。）	○					
		(3) (1)及び(2)以外のもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの						
		(1) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○					
		(2) 契約金額の5割以上の増を伴うもの（変更後の契約金額が1,000万円以上となる場合に限る。）	○					
		(3) (1)及び(2)以外のもの					○	鳥取空港管理事務所長
		4 空港維持管理工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの	○					
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		5 空港維持管理工事に係る請負契約の締結の決定						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		6 空港維持管理工事に係る設計又は監督の委託の決定						
		(一) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの		○				
		(二) 契約の対象となる部分の金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		7 空港維持管理工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行						
		(一) 請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
		(二) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの					○	鳥取空港管理事務所長
	二 空港維持管理工事に係る鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成（請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下二において同じ。）が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
		2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準					○	鳥取空港管理事務所長

用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）							
3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
4　同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
5　同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
6　同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○					
8　同規則第28条の規定による下請者等に関する報告（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。）が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○				
10　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工						○	鳥取空港管理事務所長

用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）							
3　同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
4　同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
5　同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
6　同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
7　同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○					
8　同規則第27条ただし書の規定による工事の一括下請等の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○					
9　同規則第28条の規定による下請者等に関する報告（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
10　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託（工事費（請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下二において同じ。）が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○				
11　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備						○	鳥取空港管理事務所長

			事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）										工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						
			11　同規則第33条第１項及び第２項の規定による措置の要求（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長				12　同規則第33条第１項及び第２項の規定による措置の要求（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
			12　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第４項及び第５項、第40条後段並びに第40条の２第３項の規定による工期等の変更（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。） （一）　請負代金の額の変更 （二）　工期の変更		○			○	鳥取空港管理事務所長				13　同規則第36条第７項、第37条後段、第39条第４項及び第５項、第40条後段並びに第40条の２第３項の規定による工期等の変更（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。） （一）　請負代金の額の変更 （二）　工期の変更			○			○	鳥取空港管理事務所長
			13　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○								14　同規則第36条第７項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の２第３項（同規則第68条第２項において準用する場合を含む。）の規定による必要な負担の決定（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○				
			14　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長				15　同規則第39条第４項の規定による工事の内容の変更等（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
			15　同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長				16　同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
			16　同規則第40条の２第１項及び第２項の規定による工事の施工の一時中止（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長				17　同規則第40条の２第１項及び第２項の規定による工事の施工の一時中止（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
			17　同規則第41条の規定による工期の延長の承認（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長				18　同規則第41条の規定による工期の延長の承認（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）					○	鳥取空港管理事務所長
			18　同規則第42条第１項の規定による工期の短縮の要求（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○								19　同規則第42条第１項の規定による工期の短縮の要求（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○				
			19　同規則第42条第２項の規定による工期の短縮の要求（工事費が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○								20　同規則第42条第２項の規定による工期の短縮の要求（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る		○				

									。)									
20 同規則第42条第３項の規定による請負代金の額の変更及び必要な費用の負担の決定（工事費が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						21 同規則第42条第３項の規定による請負代金の額の変更及び必要な費用の負担の決定（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						
21 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○							22 同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）	○							
22 同規則第45条第５項の規定による費用の負担の協議（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						23 同規則第45条第５項の規定による費用の負担の協議（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						
23 同規則第48条第２項の規定による天災その他不可抗力による損害の状況の調査及び確認（工事費が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長	24 同規則第48条第２項の規定による天災その他不可抗力による損害の状況の調査及び確認（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
24 同規則第49条第１項の規定による設計図書の変更の決定（工事費が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						25 同規則第49条第１項の規定による設計図書の変更の決定（工事費が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）		○						
25 同規則第59条第２項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長	26 同規則第59条第２項（同規則第56条第２項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
26 同規則第60条第２項の規定による前金払に係る認定						○	鳥取空港管理事務所長										
27 同規則第61条第２項の規定による請負代金の前金払（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長	27 同規則第61条第２項の規定による請負代金の前金払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
28 同規則第66条第１項の規定による工事の出来形部分等の確認（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長	28 同規則第66条第１項の規定による工事の出来形部分等の確認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
29 同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長	29 同規則第66条第４項の規定による請負代金の部分払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）						○	鳥取空港管理事務所長
30 同規則第67条第１項の規定による請負						○	鳥取空港管理事務所長	30 同規則第67条第１項の規定による請負						○	鳥取空港管理事務所長

		代金の代理受領の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）								
		31　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○					
		32　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払（請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）							○	鳥取空港管理事務所長
		33　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上１億円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○					
	三　略									
統計課	一　略									
	二　統計法施行令（昭和24年政令第130号）第８条の規定により知事の権限に属するものとされた事務	1　略								
	三　鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第７号）に基づく知事の権限に属する事務	1　統計調査の実施の決定		○						
		2　同条例第４条の規定による調査区の設定及び調査員の任免			○					
	四　鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配布、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに届出統計調査の実施に伴う事務			○					
		2　統計調査の結果の公表		○						

		代金の代理受領の承認（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）								
		31　同規則第69条第１項及び第70条第１項の規定による請負契約の解除（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○					
		32　同規則第72条第７項の規定による当該物件の処分等の決定（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）			○					
		33　同規則第72条第１項の規定による請負代金の支払（請負対象設計金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事及び1,000万円未満の工事に係るものに限る。）							○	鳥取空港管理事務所長
	三　略									
統計課	一　略									
	二　統計法施行令（昭和24年政令第130号）第８条の規定により知事の権限に属するものとされた事務	1　指定統計調査の結果の公表		○						
		2　略								
	三　鳥取県統計調査条例（昭和25年３月鳥取県条例第７号）に基づく知事の権限に属する事務	1　統計調査の実施の決定及び統計調査の結果の公表		○						
		2　同条例第４条の規定による調査区の設定及び調査員の任免			○					
		3　同条例第６条の規定による調査の一部及び調査員の指揮監督の市町村長への委任			○					
		4　同条例に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配布、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに指定統計調査の実施に伴う事務			○					

福祉保健部共通	一　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1　福祉保健部（福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子育て支援課及び健康対策課に限る。）関係の補助金及び負担金（別に定めるものに限る。）に係る事務						○	福祉事務所長 日野総合事務所長	
	二　鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第３条第１項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収 （一）　療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの （二）　中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの （三）　児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）の措置に要する費用に係るもの （四）　（一）から（三）まで以外のもの （１）　鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの （２）　倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの （３）　米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの （４）　日野郡の区域に係るもの						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	保健所長 福祉相談センター所長 児童相談所長 東部福祉事務所長 中部福祉事務所長 西部福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	
福祉保健課	一　社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課、長寿社会課及び子育て支援課の所掌に係るものを除く。）	1　同法第14条第８項の規定による町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の同意		○						
		2　同法第31条第１項の規定による社会福祉法人の設立に係る定款の認可	○							
		3　同法第46条第２項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定	○							
		4　同法第49条第２項の規定による社会福祉法人の合併の認可	○							
		5　同法第56条第１項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴収又は業務若しくは財産の状況の検査 （一）　市町村の社会福祉協議会に係るもの （二）　（一）以外のもの		 ○				○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	
		6　同法第56条第４項の規定による社会福祉法人の解散命令	○							
		7　同法第58条第２項の規定による社会福祉法人の監督		○						
		8　同法第62条第２項の規定による社会福祉施設を設置して第１種社会福祉事業を経営することの許可		○						
		9　同法第63条第２項の規定による社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可		○						
		10　同法第67条第２項の規定による第１種社会福祉事業の経営の許可		○						
		11　同法第70条の規定による社会福祉事業を経営する者からの								

福祉保健部共通	一　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1　福祉保健部（福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子育て支援課及び健康対策課に限る。）関係の補助金及び負担金（別に定めるものに限る。）に係る事務						○	福祉事務所長	
	二　鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和62年４月鳥取県規則第25号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第３条第１項の規定による施設入所等の措置に要する費用の徴収 （一）　療育又は養育医療の給付に要する費用に係るもの （二）　中央児童相談所長の措置に要する費用に係るもの （三）　児童相談所長（中央児童相談所長を除く。）の措置に要する費用に係るもの （四）　（一）から（三）まで以外のもの （１）　鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの （２）　倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの （３）　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	保健所長 福祉相談センター所長 児童相談所長 東部福祉事務所長 中部福祉事務所長 西部福祉事務所長	
福祉保健課	一　社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課、長寿社会課及び子育て支援課の所掌に係るものを除く。）	1　同法第13条第８項の規定による町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の同意		○						
		2　同法第29条第１項の規定による社会福祉法人の設立に係る定款の認可	○							
		3　同法第44条第２項の規定による社会福祉法人の解散の認可又は認定	○							
		4　同法第47条第２項の規定による社会福祉法人の合併の認可	○							
		6　同法第64条第１項の規定による社会福祉法人の業務若しくは会計に関する報告の徴収又は業務若しくは財産の状況の検査 （一）　市町村の社会福祉協議会に係るもの （二）　（一）以外のもの		 ○				○	福祉事務所長	
		6　同法第54条第４項の規定による社会福祉法人の解散命令	○							
		7　同法第56条第２項の規定による社会福祉法人の監督		○						
		8　同法第57条第２項の規定による社会福祉施設を設置して第１種社会福祉事業を経営することの許可		○						
		9　同法第58条第２項の規定による社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可		○						
		10　同法第62条第２項の規定による第１種社会福祉事業の経営の許可		○						
		11　同法第65条の規定による社会福祉事業を経営する者からの								

	報告の徴収又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施 (一)　市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	12　同法第72条の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令又は許可の取消し		○						
	13　同法第73条第１項の規定による寄附金の募集の許可			○					
	14　同法第121条の規定による共同募金会の解散命令	○							
二　略									
三　民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同法第17条第１項の規定による民生委員の指揮監督							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	6　略								
	7　同法第18条の規定による民生委員の指揮訓練の実施							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	8　略								
四　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略								
	2　同法第24条の規定による保護の開始又は変更の申請があった場合のその要否等の決定及びこれの申請者への通知							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	3　同法第25条の規定による職権による保護の種類等の決定及び開始、保護の変更の決定及びその被保護者への通知又は保護の実施							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	4　同法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	5　同法第27条の規定による被保護者に対する生活の維持等に必要な指導又は指示							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	6　同法第28条の規定による要保護者の居住の場所への立入り及びその者の資産状況等の調査の実施若しくはその者に対する医師等の検診を受けるべき旨の命令又は保護の開始等の申請の却下若しくは保護の変更、停止若しくは廃止							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	7　略								
	8　略								
	9　略								
	10　略								
	11　略								
	12　略								
	13　略								

	報告の徴収又は施設等の検査若しくはその他事業経営の調査の実施 (一)　市町村の社会福祉協議会に係るもの							○	福祉事務所長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	12　同法第67条の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止の命令又は許可の取消し		○						
	13　同法第69条第１項の規定による寄附金の募集の許可			○					
	14　同法第80条の規定による共同募金会の解散命令	○							
二　略									
三　民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく知事の権限に属する事務	1～4　略								
	5　同法第17条第１項の規定による民生委員の指揮監督							○	福祉事務所長
	6　略								
	7　同法第18条の規定による民生委員の指揮訓練の実施							○	福祉事務所長
	8　略								
四　生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく知事の権限に属する事務	1　生活保護の特別基準の設定		○						
	2　同法第20条第１項の規定による市町村長に対する指揮監督		○						
	3　略								
	4　同法第24条の規定による保護の開始又は変更の申請があった場合のその要否等の決定及びこれの申請者への通知							○	福祉事務所長
	5　同法第25条の規定による職権による保護の種類等の決定及び開始、保護の変更の決定及びその被保護者への通知又は保護の実施							○	福祉事務所長
	6　同法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定							○	福祉事務所長
	7　同法第27条の規定による被保護者に対する生活の維持等に必要な指導又は指示							○	福祉事務所長
	8　同法第28条の規定による要保護者の居住の場所への立入り及びその者の資産状況等の調査の実施若しくはその者に対する医師等の検診を受けるべき旨の命令又は保護の開始等の申請の却下若しくは保護の変更、停止若しくは廃止							○	福祉事務所長
	9　略								
	10　略								
	11　略								
	12　略								
	13　略								
	14　略								
	15　略								

	14　略								
	15　略								
	16　同法第48条第４項の規定による被保護者についての保護の変更、停止又は廃止を必要とする旨の届出の受理							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	17　略								
	18　略								
	19　略								
	20　略								
	21　略								
	22　同法第62条第３項及び第４項の規定による保護の変更、停止若しくは廃止又はこれらの処分に係る弁明の機会の供与							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	23　同法第63条の規定による被保護者がその受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない額の決定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	24　同法第76条の規定による死者の遺留の金銭等の保護費への充当又は遺留金品の売却及びその代金の保護費への充当							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	25　同法第77条の規定による被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	26　同法第78条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保護費の費用の徴収							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	27　同法第80条の規定による前渡した保護金品の返還の免除							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	28　同法第81条の規定による後見人選任の請求							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
五　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条の規定による行旅病人又はその同伴者の引取り （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	（二）　（一）以外の者に係るもの		○						
	2　同法第８条第２項において準用する同法第５条の規定による行旅死亡人の同伴者の引取り （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	（二）　（一）以外の者に係るもの		○						
六　鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則（昭和62年鳥取県規則第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第２条の規定による行旅病人等の施設への入所措置 （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	（二）　（一）以外の者に係るもの		○						
	2　同規則第４条ただし書の規定による県が弁償する費用の種目又は限度額の特例の承認 （一）　町村の請求による弁償に係るも							○	福祉事務所長 日野総合事務

	16　略								
	17　略								
	18　同法第48条第４項の規定による被保護者についての保護の変更、停止又は廃止を必要とする旨の届出の受理							○	福祉事務所長
	19　略								
	20　略								
	21　略								
	22　略								
	23　略								
	24　同法第62条第３項及び第４項の規定による保護の変更、停止若しくは廃止又はこれらの処分に係る弁明の機会の供与							○	福祉事務所長
	25　同法第63条の規定による被保護者がその受けた保護金品に相当する金額の範囲内で返還しなければならない額の決定							○	福祉事務所長
	26　同法第76条の規定による死者の遺留の金銭等の保護費への充当又は遺留金品の売却及びその代金の保護費への充当							○	福祉事務所長
	27　同法第77条の規定による被保護者に対して扶養の義務を履行しなければならない者からの保護費の費用の徴収							○	福祉事務所長
	28　同法第78条の規定による不実の申請等により保護を受けた者等からの保護費の費用の徴収							○	福祉事務所長
	29　同法第80条の規定による前渡した保護金品の返還の免除							○	福祉事務所長
	30　同法第81条の規定による後見人選任の請求							○	福祉事務所長
五　行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第５条の規定による行旅病人又はその同伴者の引取り （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長
	（二）　（一）以外の者に係るもの			○					
	2　同法第８条第２項において準用する同法第５条の規定による行旅死亡人の同伴者の引取り （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長
	（二）　（一）以外の者に係るもの			○					
六　鳥取県行旅病人等引取り及び費用弁償規則（昭和62年4月鳥取県規則第27号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第２条の規定による行旅病人等の施設への入所措置 （一）　町村が救護した者に係るもの							○	福祉事務所長
	（二）　（一）以外の者に係るもの			○					
	2　同規則第４条ただし書の規定による県が弁償する費用の種目又は限度額の特例の承認 （一）　町村の請求による弁償に係るも							○	福祉事務所長

		の (二)　(一)以外の弁償に係るもの		○					所福祉保健局長
	七　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第１項の規定による救助に関する業務への従事命令						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		2　同法第25条の規定による救助に関する業務への協力命令						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		3　同法第26条第１項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		4　同法第27条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の徴収						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		5　同法第28条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	八　災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・運輸省・厚生省・大蔵省令第１号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第２項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		2　同規則第４条第３項の規定による救助業務従事命令の取消し						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	九　略								
	十　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成８年鳥取県条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略							
		2　同条例第16条の規定による届出の受理 (一)　建築物に係るもの（鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項第４号に係るものを除く。３の(一)、４の(一)、５の(一)、９の(一)、10の(一)において同じ。） (1)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二)　路外駐車場に係るもの（市部の区域に係るものを除く。３の(二)、４の(二)、５の(二)、９の(二)、10の(二)において同じ。） (1)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの (2)　(1)以外のもの						○ ○ ○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長 日野総合事務所県土整備局長 土木事務所長
		3　同条例第17条の規定による指導及び助言 (一)　建築物に係るもの (1)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長

		の (二)　(一)以外の弁償に係るもの		○					
	七　災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第24条第１項の規定による救助に関する業務への従事命令						○	福祉事務所長
		2　同法第25条の規定による救助に関する業務への協力命令						○	福祉事務所長
		3　同法第26条第１項の規定による病院等の管理、土地等の使用又は物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令若しくは物資の収用						○	福祉事務所長
		4　同法第27条の規定による施設等への立入検査の実施又は物資を保管させた者からの報告の徴収						○	福祉事務所長
		5　同法第28条の規定による公衆電気通信設備の優先的利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の命令						○	福祉事務所長
	八　災害救助法施行規則（昭和22年総理庁・内務省・運輸省・厚生省・大蔵省令第１号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第２項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出の受理						○	福祉事務所長
		2　同規則第４条第３項の規定による救助業務従事命令の取消し						○	福祉事務所長
	九　略								
	十　鳥取県福祉のまちづくり条例（平成８年鳥取県条例第18号）に基づく知事の権限に属する事務	1　略							
		2　同条例第16条の規定による届出の受理 (一)　建築物に係るもの（鳥取市及び米子市の区域に係るもの並びに倉吉市及び境港市の区域内のものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項第４号に係るものを除く。３の(一)、４の(一)、５の(一)、９の(一)、10の(一)において同じ。） (1)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの (2)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの (3)　米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの (二)　路外駐車場に係るもの（市部の区域に係るものを除く。３の(二)、４の(二)、５の(二)、９の(二)、10の(二)において同じ。）						○ ○ ○ ○	鳥取土木事務所長 倉吉土木事務所長 米子土木事務所長 土木事務所長
		3　同条例第17条の規定による指導及び助言 (一)　建築物に係るもの (1)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの						○	鳥取土木事務所長

(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの		
(１)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県土整備局長
(２)　(１)以外のもの	○	土木事務所長
４　同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの		
(１)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県土整備局長
(２)　(１)以外のもの	○	土木事務所長
５　同条例第19条の規定による立入調査		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの		
(１)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県土整備局長
(２)　(１)以外のもの	○	土木事務所長
６～８　略		
９　同条例第24条第１項の規定による通知の受理		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの		
(１)　日野総合事務所の管轄区域に係るもの	○	日野総合事務所県土整備局長
(２)　(１)以外のもの	○	土木事務所長
(三)　道路、公園に係るもの		
(１)　日野郡の区域に係るもの	○	日野総合事務所福祉保健局長
(２)　(１)以外のもの	○	健康福祉センター所長
10　同条例第24条第２項の規定による要請		
(　)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長

(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの	○	土木事務所長
４　同条例第18条の規定による工事の完了の届出の受理		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの	○	土木事務所長
５　同条例第19条の規定による立入調査		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの	○	土木事務所長
６～８　略		
９　同条例第24条第１項の規定による通知の受理		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長
(２)　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの	○	倉吉土木事務所長
(３)　米子土木事務所及び根雨土木事務所の管轄区域に係るもの	○	米子土木事務所長
(二)　路外駐車場に係るもの	○	土木事務所長
(三)　道路、公園に係るもの	○	健康福祉センター所長
10　同条例第24条第２項の規定による要請		
(一)　建築物に係るもの		
(１)　鳥取土木事務所及び郡家土木事務所の管轄区域に係るもの	○	鳥取土木事務所長

		（２）　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの							○	倉吉土木事務所長
		（３）　米子土木事務所及び日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	米子土木事務所長
		（二）　路外駐車場に係るもの								
		（１）　日野総合事務所の管轄区域に係るもの							○	日野総合事務所県土整備局長
		（２）　（１）以外のもの							○	土木事務所長
		（三）　道路、公園に係るもの								
		（１）　日野郡の区域に係るもの							○	日野総合事務所福祉保健局長
		（２）　（１）以外のもの							○	健康福祉センター所長
	十一～十六　略									
	十七　戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第13条第１項又は附則第８条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく事務	１～９　略								
		10　同法第20条第１項又は第４項の規定による更生医療の給付の決定又は更生医療に要する費用の支給の決定（市の区域に居住する者への支給決定を除く。）							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		11　略								
		12　同法第21条第１項又は第４項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定（市の区域に居住する者への支給決定を除く。）							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		13及び14　略								
	十八　略									
	十九　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく知事の権限に属する事務	１及び２　略								
		３　同規則第13条の規定による更生医療券の交付（市の区域に居住する者への交付を除く。）							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		４　同規則第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付（市の区域に居住する者への交付を除く。）							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		５及び６　略								
	二十～三十七　略									
障害福祉課	一　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第10条第１項第１号又は第２号イの規定による市町村への援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		２～４　略								
		５　同法第18条第４項第３号の規定により県立身体障害者更生援護施設への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		６～８　略								
		９　同法第39条第１項の規定による身体障害者居宅生活支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施		○						

		（２）　倉吉土木事務所の管轄区域に係るもの							○	倉吉土木事務所長
		（３）　米子土木事務所及び横断土木事務所の管轄区域に係るもの							○	米子土木事務所長
		（二）　路外駐車場に係るもの							○	土木事務所長
		（三）　道路、公園に係るもの							○	健康福祉センター所長
	十一～十六　略									
	十七　戦傷病者特別援護法施行令（昭和38年政令第358号）第13条第１項又は附則第８条の規定により知事の権限に属するものとされた戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく事務	１～９　略								
		10　同法第20条第１項又は第４項の規定による更生医療の給付の決定又は更生医療に要する費用の支給の決定（市の区域に居住する者への支給決定を除く。）							○	福祉事務所長
		11　略								
		12　同法第21条第１項又は第４項の規定による補装具の支給若しくは修理又は補装具の購入又は修理に要する費用の支給の決定（市の区域に居住する者への支給決定を除く。）							○	福祉事務所長
		13及び14　略								
	十八　略									
	十九　戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年大蔵省令第46号）に基づく知事の権限に属する事務	１及び２　略								
		３　同規則第13条の規定による更生医療券の交付（市の区域に居住する者への交付を除く。）							○	福祉事務所長
		４　同規則第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付（市の区域に居住する者への交付を除く。）							○	福祉事務所長
		５及び６　略								
	二十～三十七　略									
障害福祉課	一　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく知事の権限に属する事務	１　同法第10条第１項第１号又は第２号イの規定による市町村への援護の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を越えた広域的見地からの実情の把握							○	福祉事務所長
		２～４　略								
		５　同法第18条第４項第３号の規定により県立身体障害者更生援護施設への入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村からの徴収							○	福祉事務所長
		６～８　略								
		９　同法第39条第１項の規定による身体障害者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施			○					

	10　略								
	11　同法第40条の規定による身体障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止の命令		○						
	12及び13　略								
二　略									
三　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌に係るものに限る。）	1～11　略								
	13及び14　略								
四　略									
五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第17条の規定による障害児福祉手当の支給							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	8　同法第19条（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	9　同法第22条第２項（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による返還金の受領							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	10　同法第24条第１項（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	11　同法第26条において準用する同法第５条第２項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	12　同法第26条において準用する同法第11条の規定による障害児福祉手当の不支給							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	13　同法第26条において準用する同法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	14　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第８条の規定による手当の額の改定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	15　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	16　同法第26条の２の規定による特別障害者手当の支給							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	17　同法第26条の５において準用する同法第５条第２項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	18　同法第26条の５において準用する同法第11条の規定による特別障害者手当の不							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長

	10　略								
	11　同法第40条第１項の規定による身体障害者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令		○						
	12及び13　略								
二　略									
三　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌に係るものに限る。）	1～11　略								
	12　同法第56条第７項の規定による業者に支払わなかった額の徴収 （一）　鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの （二）　倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの （三）　米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの							○ ○ ○	東部福祉事務所長 中部福祉事務所長 西部福祉事務所長
	13及び14　略								
四　略									
五　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく知事の権限に属する事務	1～6　略								
	7　同法第17条の規定による障害児福祉手当の支給							○	福祉事務所長
	8　同法第19条（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による受給資格の認定							○	福祉事務所長
	9　同法第22条第２項（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による返還金の受領							○	福祉事務所長
	10　同法第24条第１項（同法第26条の５において準用する場合を含む。）の規定による不正利得の徴収							○	福祉事務所長
	11　同法第26条において準用する同法第５条第２項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長
	12　同法第26条において準用する同法第11条の規定による障害児福祉手当の不支給							○	福祉事務所長
	13　同法第26条において準用する同法第12条の規定による障害児福祉手当の支払の一時差止め							○	福祉事務所長
	14　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第８条の規定による手当の額の改定							○	福祉事務所長
	15　同法第26条において準用する同法第16条において準用する児童扶養手当法第31条の規定による手当の支払の調整							○	福祉事務所長
	16　同法第26条の２の規定による特別障害者手当の支給							○	福祉事務所長
	17　同法第26条の５において準用する同法第５条第２項の規定による受給資格の再認定							○	福祉事務所長
	18　同法第26条の５において準用する同法第11条の規定による特別障害者手当の不							○	福祉事務所長

		支給							
		19　同法第26条の５において準用する同法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		20　同法第36条第１項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施 (一)　特別児童扶養手当に係るもの		○					
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		21　同法第36条第２項の規定による診断を受けるべきことの命令及び障害の状態の診断 (一)　特別児童扶養手当に係るもの		○					
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		22　同法第37条の規定による必要な資料の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告の要求 (一)　特別児童扶養手当に係るもの		○					
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	六　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法附則第97条第１項の規定による福祉手当の支給						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		2　同法附則第97条第２項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第２項の規定による返還金の受領						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	七　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同省令第５条（同省令第13条、第16条又は附則第４条第１項において準用する場合を含む。）の規定による福祉手当所得状況届の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		2　同省令第６条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		3　同省令第７条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による氏名変更の届出の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		4　同省令第８条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による住所変更の届出の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		5　同省令第９条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		6　同省令第10条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受理						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
		7　同省令第11条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長

		支給							
		19　同法第26条の５において準用する同法第12条の規定による特別障害者手当の支払の一時差止め						○	福祉事務所長
		20　同法第36条第１項の規定による書類等の提出命令及び関係者への質問の実施 (一)　特別児童扶養手当に係るもの			○				
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長
		21　同法第36条第２項の規定による診断を受けるべきことの命令及び障害の状態の診断 (一)　特別児童扶養手当に係るもの			○				
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長
		22　同法第37条の規定による必要な資料の閲覧若しくは資料の提供の請求又は必要な事項の報告の要求 (一)　特別児童扶養手当に係るもの			○				
		(二)　(一)以外のもの						○	福祉事務所長
	六　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法附則第97条第１項の規定による福祉手当の支給						○	福祉事務所長
		2　同法附則第97条第２項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第22条第２項の規定による返還金の受領						○	福祉事務所長
	七　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同省令第５条（同省令第13条、第16条又は附則第４条第１項において準用する場合を含む。）の規定による福祉手当所得状況届の受理						○	福祉事務所長
		2　同省令第６条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による支給停止の通知						○	福祉事務所長
		3　同省令第７条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による氏名変更の届出の受理						○	福祉事務所長
		4　同省令第８条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による住所変更の届出の受理						○	福祉事務所長
		5　同省令第９条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理						○	福祉事務所長
		6　同省令第10条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届出の受理						○	福祉事務所長
		7　同省令第11条（同省令第13条又は第16条において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失						○	福祉事務所長

	の通知								
八　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第15条の２第１項の規定による知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことの委託							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	2　同法第15条の３第３項の規定による知的障害者更生施設等への短期入所の措置の実施							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	3　同法第16条の規定による知的障害者等を知的障害者福祉司等に指導させる等の措置の実施							○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長
	4　略								
	5　同法第21条の２第１項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施			○					
	6　同法第21条の３の規定による知的障害者居宅生活支援事業等の制限又は停止の命令		○						
九　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第19条の４第２項の規定による指定医の職務の指定 （一）　同項第１号、第２号及び第４号に掲げるものに係るもの							○	保健所長
	（二）　（一）以外のもの			○					
	2　同法第19条の８の規定による県が設置する精神病院に代わる施設の指定		○						
	3　同法第19条の９の規定による指定病院の指定の取消し		○						
	4　同法第27条第１項の規定による申請等のあった者についての診察の実施の命令							○	保健所長
	5　同法第27条第２項の規定による申請等のない場合における診察の実施の命令							○	保健所長
	6　第27条第３項の規定による診察の立会いの命令							○	保健所長
	7　同法第28条の規定による診察の通知							○	保健所長
	8　同法第29条第１項の規定による精神障害者の入院の措置							○	保健所長
	9　同法第29条の２第１項の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置							○	保健所長
	10　同法第29条の２の２第１項の規定による入院措置に係る病院への移送							○	保健所長
	11　同法第29条の４第１項の規定による措置入院者の入院の措置の解除に係る精神病院等の管理者の意見の聴取及びその解除							○	保健所長
	12　同法第29条の７の規定による精神病院等が行った医療についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託			○					

	の通知								
八　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第15条の２第１項の規定による知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことの委託							○	福祉事務所長
	2　同法第15条の３第２項の規定による知的障害者更生施設等への短期入所の措置の実施							○	福祉事務所長
	3　同法第16条の規定による知的障害者等を知的障害者福祉司等に指導させる等の措置の実施							○	福祉事務所長
	4　略								
	5　同法第21条の２第１項の規定による知的障害者居宅生活支援事業を行う者に対する報告の請求及び関係者への質問又は事務所等への立入検査の実施			○					
	6　同法第21条の３の規定による知的障害者居宅生活支援事業の制限又は停止の命令		○						
九　鳥取県育成医療給付措置費負担命令規則（昭和62年４月鳥取県規則第26号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第３条第１項の規定による医療給付等の措置（育成医療の給付を除く。）に要する費用を支払うべき旨の命令 （一）鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡の区域に係るもの							○	東部福祉事務所長
	（二）倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの							○	中部福祉事務所長
	（三）米子市、境港市、西伯郡及び日野郡の区域に係るもの							○	西部福祉事務所長

13　同法第31条の規定による入院に要する費用の徴収						○	保健所長
14　同法第32条第１項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の負担		○					
15　同法第32条の２第３項の規定による病院等へ入院しないで行われる精神障害の医療に必要な費用の請求についての審査等の事務の社会保険診療報酬支払基金への委託		○					
16　同法第33条第４項の規定による医療保護入院措置に係る届出（同条第２項の規定による措置に係るものに限る。）の受理						○	保健所長
17　同法第33条の２の規定による医療保護入院者を退院させた旨等の届出の受理						○	保健所長
18　同法第33条の４第１項及び第３項の規定による応急入院のための精神病院の指定及びその取消し	○						
19　同法第33条の４第２項の規定による応急入院措置に係る届出の受理						○	保健所長
20　同法第34条第１項又は同条第２項の規定による保護者又は扶養義務者の同意があるときの同法第33条の４第１項に定める精神病院への移送又は同条第１項による入院をさせるための精神病院への移送						○	保健所長
21　同法第38条の３第４項の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させることの命令		○					
22　同法第38条の５第５項又は第38条の７第１項若しくは第２項の規定による精神病院の管理者に対する入院中の者を退院させること又はその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることの命令		○					
23　同法第38条の６第１項又は第２項の規定による精神病院の管理者等に対する入院中の者の症状等に関する報告の請求及び帳簿書類の提出等の命令並びに精神病院への立入検査等又は立入診察の実施		○					
24　同法第38条の７第１項又は第２項の規定による精神病院の管理者に対する必要な措置又は入院中の者の退院命令		○					
25　同法第38条の７第３項の規定による精神病院の管理者に対する医療の提供の全部又は一部の制限命令	○						
26　同法第40条の規定による措置入院者の仮退院の許可						○	保健所長
27　同法第45条第２項		○					

		の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の決定								
		28　同法第45条第３項の規定による精神障害の状態にないと認めた旨の通知		○						
		29　同法第45条第５項の規定による精神障害の状態にあることの認定		○						
		30　同法第45条の７第３項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令及び精神障害の状態にないと認めた旨の通知		○						
		31　同法第48条第２項の規定による精神保健福祉相談員の任命		○						
		32　同法第50条第２項の規定による精神障害者社会復帰施設に係る届出の受理及び同条第３項の規定による届出事項の変更届の受理並びに同条第４項の規定による施設の廃止又は休止届の受理		○						
		33　同法第50条の２の４第１項の規定による精神障害者社会復帰施設の長に対する報告の徴収要求等		○						
		34　同法第50条の２の５第１項の規定による精神障害者社会復帰施設の設置者に対する事業の停止等の命令	○							
	十　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第４条の２第１項の規定による費用の負担の決定及び患者票の交付並びに費用を負担しない旨の通知		○						
		2　同令第７条第５項の規定による旧居住地の都道府県知事への通知		○						
		3　同令第９条第２項の規定による障害等級の変更の認定		○						
	十一　社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1　福祉保健課の項の一の８、10及び12に掲げる事務	○							
		2　福祉保健課の項の一の７、９及び11の(二)に掲げる事務		○						
	十二　その他の事務	1　略								
		2　療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	
長寿社会課	一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条の３第１項第１号又は第２号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	
		2　同法第11条第１項第１号及び第２号の規定により県立養護老人ホーム（母来寮を除く。）及び県立特別養護老人ホームへの入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村						○	福祉事務所長 日野総合事務所福祉保健局長	

	十　社会福祉事業法に基づく知事の権限に属する事務（障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。）	1　福祉保健課の項の一の４、６及び８に掲げる事務		○						
		2　福祉保健課の項の一の３、５及び７の(二)に掲げる事務			○					
	十一　その他の事務	1　略								
		2　療育手帳制度要綱に基づく療育手帳の交付							○	福祉事務所長
長寿社会課	一　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第６条の３第１項第１号又は第２号の規定による同法に基づく福祉の措置の実施に関する市町村相互間の連絡調整若しくは援助等の業務の実施又は各市町村の区域を超えた広域的見地からの実情の把握							○	福祉事務所長
		2　同法第11条第１項第１号及び第２号の規定により県立養護老人ホーム（母来寮を除く。）及び県立特別養護老人ホームへの入所措置を委託した市町村が支弁すべき費用の当該市町村							○	福祉事務所長